

令和 6 年 5 月 25 日現在

機関番号：24405

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2023

課題番号：18K12934

研究課題名（和文）移民第二世代の教育と移民の親子への制度的支援に関する日韓比較研究

研究課題名（英文）Comparative Study on Education of Second-Generation Immigrants and Institutional Support for Immigrant Parents and Children in Japan and Korea

研究代表者

川本 綾（Kawamoto, Aya）

大阪公立大学・都市科学・防災研究センター・客員研究員

研究者番号：90711945

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,600,000円

研究成果の概要（和文）：母語継承語教育について、日本では地方自治体水準で、韓国や台湾で国家的な水準で移民の子どもたちに対する支援が行なわれている。子どもたちやその親たちをエンパワーメントする反面、特に韓国や台湾では権利というよりは市場価値が優先されるため、少数言語を持つ子どもたちがより周縁化され移民の階層化現象が起こる憂慮がある点、子どもたちの立場からみると学校現場で特別視されることによるステイグマ化が生じることもあるため、学校のみならず地域で子どもたちの文化を育む受け皿が必要であることがわかった。また、外国につながる親子が持つ生存に関する権利がエスニックな文化権においても基礎となるべき重要課題であることを確認した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本より先に移民の流入が進み、特に第二世代の社会統合が社会的課題となっている韓国と台湾の事例は、移民を受け入れざるを得ない日本の将来にとって多くの示唆点を持つ。また、エスニックな文化権という移民の権利について文化的背景の類似した日本・韓国・台湾を比較することは少なく、統合政策を市場価値によってのみ進めることの弊害、具体的には移民当事者の生きづらさにつながる過程が明らかになった点で社会的意義があると考える。

研究成果の概要（英文）：In Japan, at the municipal level, and in Korea and Taiwan, at the national level, support for immigrant children is provided in the context of heritage language education. While this empowers the children and their parents, there is concern, especially in Korea and Taiwan, that the prioritization of market value over rights could further marginalize children who speak minority languages and lead to a stratification phenomenon among immigrants. From the children's perspective, being singled out at school could lead to stigmatization. Therefore, it is necessary to have community-based support systems that nurture the children's culture, in addition to school-based initiatives. Moreover, it has been confirmed that the survival rights of foreign-connected parents and children should fundamentally underpin their ethnic cultural rights.

研究分野：社会学

キーワード：母語継承語教育 エスニック文化権 移民第二世代 台湾新住民 韓国多文化政策

1. 研究開始当初の背景

グローバル化の進展にともなう国際移動の激化により、増加の一途をたどる移民の統合が全世界的な課題となっている。なかでも移住先で生まれ育った移民二世代をめぐる問題については、第一世代とは異なる社会的包摂のありかたが議論されてきた。例えば、ポルテス（2001=2014）はアメリカの二世代のホスト社会への適応において、言語・文化の継承教育が有効に作用すると述べ、またキムリッカ（1995 = 1998）は、移民が集団として持つ文化的権利を制度的支援が必要なシチズンシップの一つとして捉えるなど、移民の言語・文化継承の制度的保障が、いまやホスト社会側の課題であることが示唆されている。日本もまた、2000年代に入り、「定住外国人」とよばれる実質的な移民の増加を前に、「多文化共生」という名目で外国人との共生がうたわれた。しかし、国家としては移民を認めないといういびつな構造の中で、ホスト社会側の体制は変えないまま、言語・文化を含め一方的に移民側が日本に同化することを強要してきた。

一方、日本同様、長年外国人に対する排除的政策を続けてきた韓国は、2000年代に入り、移民国家へと大きく舵を切り、急速に移民統合政策を整備した。これまで、アジア系の国際結婚移住女性が多数を占める母親の言語的・文化的な特殊性が、本人や子どもの韓国社会への適応を妨げる要因になると否定的に考えられ、その結果、母子間でのコミュニケーション障害、差別や偏見、いじめによる問題行動や情緒障害、外国出身の親や自分自身、韓国社会に対する否定的な感情など、移民の社会統合という側面で深刻な課題を抱えていることが顕在化した。それに対応し、移民政策の一環として、2009年より二重言語教育政策が始まり、自らのルーツを隠していた子どもが、母親の言葉や文化を学校内で習うことで、母親や自らの家庭環境に対し肯定的な感情を抱くようになった、また母親も、子どもが親の言葉を学ぶことの必要性や、子どもに母語を継承する方法について学び、子育てに自信を持つようになった等、子どもたちや外国出身の母親自身に顕著な変化が見られたことが報告されている（女性家族部2013）。

また、台湾でも2000年代から「新住民子女」と呼ばれる国際結婚移住女性の子どもたちが増え、移民の統合が社会課題となってきた。ただ日本や韓国と異なるのは、1980年代より「原住民」の権利回復運動が始まり、その一環として原住民の言語と文化が公教育内に位置づけられていった経緯がある点である。筆者は、移民の子どもたちが日本語と同様に親の文化や言語を学んだりアクセスできることをキムリッカの理論を援用して「エスニックな文化権」であると捉え、その実現を目指すために、まず、移民親子の実態や現在抱える問題について調査分析を行い、育児や教育に対するニーズを把握することを当初は想定していた。

しかし、研究進行中に新型コロナウイルス感染の拡大による移動や渡航の制限により、海外研究が事実上不可能となり、また移動の制限が解除されてからは家庭内の事情が重なったため、研究方法を国内で可能なものに変えざるを得なかった。

2. 研究の目的

本研究は、移民二世代の子どもたちの健全な成長を支える制度や地域社会を形成する足掛かりとして、まず移民親子の育児や教育に対するニーズを把握し、母語・継承語教育が果たし得る効果と、それが外国出身の親に与える影響について、国際比較的な視点から分析することを目的とした。当初、韓国の二重言語教育政策をその解決の糸口として参照することを想定していたが、調査を進める中で台湾でも移民の子どもたちに対する二重言語教育政策が実施されていることを知り、日本、韓国に加え台湾も研究対象とすることにした。また、研究期間中、難民移住者支援に係る団体にスタッフとして加わり、移民第一世代と二世代それぞれが抱える生きづらさについてフィールドワークを通して把握することを試みた。

3. 研究の方法

移民親子に関する先行研究のレビューに加え、日本・韓国・台湾の母語継承教育をしている学校及び関連団体、移民当事者へのインタビュー調査、移民をめぐる現場でのフィールドワーク、移民をめぐる映像資料の分析等、総合的な調査手法を包括的に用いながら調査に取り組んできた。

4. 研究成果

(1) 日本、韓国、台湾の母語継承語教育や当事者の意識について

日本では大阪のケースに焦点を当てたが、大阪の場合、戦後より在日コリアンの母語教育に

かかわる官民の実践の積み重ねがあるため、教育現場においてもその影響が濃く、外国人生徒特別枠を設けている高校では母語継承語教育が行なわれるなど、子どもたちが持つ学ぶ権利としての母語が一定程度保障されている。また、大阪市内の小学校および中学校を抽出して行った外国につながる児童生徒および保護者に対するアンケート調査でも、総じて外国出身の親の言語や文化に対する子どもたちへの教育欲求は高いことが確認できたが、同時に親の日本語能力が追い付かず子どもに勉強を教えられないことや、子どもの日本語能力や学力についても心配する声が多く、親の言葉や文化を教えたいという思いと日本語をもっと教えて学力を伸ばしたいという現実の間の葛藤が垣間見られた。

韓国では「多文化家庭」の子どもたちに対する二重言語教育政策について、台湾では「新住民」の子どもたちに対する母語教育について、それぞれ首都圏を中心に調査を行った。韓国の場合、2000年代に入り、「多文化」政策として移民をめぐるいくつかの法整備が行なわれた。なかでも2008年の「多文化家族支援法」では国際結婚移住女性とその子どもたちの教育や生活を支えるため、全国各所に多文化家族支援センターを設置するなど、国家的規模で移民第一世代と第二世代の社会統合を試みている。これと時期を同じくして幼児期及び学齢期の子どもたちに親の言語や文化を教えるという名目で二重言語教育政策が実施されることとなった。これに加え、第一世代の高学歴女性たちを言語教師として養成するプログラムも実施され、移民親子のエンパワーメントが期待された。具体的に公教育の現場でも二重言語政策が行なわれており、同化圧力の強い学校文化の中で自国の母語や文化を知ることによって子どもたちやその親たちがエンパワーメントされたり、周りの児童生徒や韓国人教員にも多様な価値観を知らしめる効果があることが確認できた。しかし子どもたちが持つ権利というよりはグローバル人材という市場の要請によって設計されているため、市場価値の高い言語に重点が置かれ、言語や文化をめぐる移民の階層化が進むことが憂慮された。

台湾では1990年代に政治的な脈絡と密接な原住民権利回復運動を受け、原住民の言語や文化が、そして少数言語である客家語や閩南語を公教育の中に位置づけられてきた経緯があった。2000年代からは政府が「新住民」と言われる移民の子どもたちの言語の教育に着手し、原住民や少数言語に加えアジアのいくつかの言語が公教育の中で教えられることになった。しかし実際には韓国同様、グローバル人材の要請という側面も色濃く見られる。インタビューからは割り当てられる言語と移民当事者の母語とのミスマッチなど現場での混乱がうかがわれた。また、韓国、台湾の場合、調査の中で、移民の親の言語や文化を学ぶ環境を作ることが、当事者たちをエンパワーし、周りの子どもたちも多様性を学ぶ肯定的な影響がある反面、それを望まない当事者には「外国人の子ども」というスティグマをより際立たせてしまう可能性も垣間見られ、機会の保障が強制ではなく自由意志に基づくものであることと、学校教育の中だけでなく、地域社会でも自然に自らの文化にアクセスでき、ルーツを肯定的に感じられる環境の必要性が感じられた。

(2) 子どもたちをめぐる権利について

エスニックな文化権に基づく母語継承語教育について見てきたが、その中で親の言語や文化を学ぶ機会の保障が子どもたちにとって必ずしも受け入れやすいものではないことがわかった。その背景には、子どもたちが日常的に抱える差別や偏見の存在を無視することはできない。研究期間中、難民移住者の支援を行う市民団体にスタッフとして勤務しながら、在留資格の有無によって外国につながる子どもたちの生きる権利が脅かされている現実を知った。様々な理由で在留資格のない外国籍の親から生まれた子どもは、生まれながらにして在留資格を持つことが出来ず、成長の過程で様々な権利から排除されている。「仮放免」とされるこの子どもたちは、日本生まれ日本育ちでも市民としては認められないため健康保険証ひとつ持つことができず、管理されている自治体をまたぐ移動も制限されている。仮放免許可の延長申請で出入国管理局に通うたびに似たこともない国へ帰れと言われ、たとえ日本で大学を卒業しても就職ができない。この子どもたちにとって、親の言語や文化を学ぶことは、言葉がわかるのだから親の国へ帰れという追放の根拠にもなりかねない危ういものだった。少なくとも日本の現状において、様々な背景を持つ外国につながる子どもの権利は、国際規約に定められている児童がもつ当然の権利として積極的に守られるべきものではなく、在留資格という消極的理由によって線引きされるものであることがわかった。エスニックな文化権以前に生存にかかわる権利が剥奪されているのである。極限的な事例とはいえ、移民が当地に暮らすことを保障する移民法が全くない日本社会が外国につながる子どもたちを見る眼差しの一つを証左するものであるといえよう。日本国籍や在留資格の有無にかかわらず、子どもたちが自らのルーツを学ぶことが当然の権利として認められるためには、その土地にいることを積極的に保障する法制度がまず必要であることを再確認した。

(3) 宗教団体が果たす役割について

研究期間中、カトリックの団体の組織でスタッフとして勤務していたが、その中で様々な移住者の親子が相談に来ていた。特に新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、失業したり居場所を失った外国人が多く、安心して憩い、助けを求められる場所としての教会の機能が感じられた。各地域の教会で経済的に困窮したりその他困りごとを抱える外国人信徒を支える信徒有志も現れ、同じ信仰を持ち、日常的に同じ場所に集って顔を知る関係だからこそのつながりが見られた。

この関係性は社会的資源の少ない外国人住民にとって、地域社会の中で貴重なセーフティネットとして働いているといえるだろう。たとえ困りごとが解決に至らなくても、共に悩み、行動することで救われる人々がいることは確かであった。

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、母子世帯や外国人世帯が困窮していったことにも表れる様に、有事の際には、それ以前より社会が抱えていた構造的な不平等が露骨な形で現れることがわかった。そしてセーフティネットの重要性が問われた時でもあった。

(3) まとめ

まだ研究は途中ではあるが、当初予定していた母語継承語教育については、日本では地方自治体水準で、韓国や台湾では国家的な水準で移民の子どもたちに対する支援が行なわれているが、子どもたちやその親たちをエンパワーメントする反面、韓国や台湾では権利というよりは市場価値が優先されるため、少数言語を持つ子どもたちはより周縁化され移民の階層化現象が起こる憂慮がある点、また子どもたちの立場から見ると学校現場で特別視されることによるスティグマ化も無視できず、学校のみならず地域で子どもたちの文化を育む受け皿の必要性が感じられた。また、研究期間中、難民移住者を支援する組織でスタッフとしてかわりながら参与観察を行う中で、外国につながる親子が持つ生存に関する権利がエスニックな文化権においても基礎となるべき重要課題であることを確認した。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、そもそも非正規労働やサービス業に従事している割合の高い移住者が職を失い、経済的に困窮し居場所を急激に失う状況を目の当たりにし、彼ら・彼女らのセーフティネットが脆弱なこと、そして宗教団体が地域の中で大きなセーフティネットの機能を果たしていることがわかった。

日本より先に移民の流入が進み、特に第二世代の社会統合が社会的課題となっている韓国と台湾の事例は、移民を受け入れざるを得ない日本の将来にとって多くの示唆点を持つ。しかし、あくまでも移民の存在を否定し、移民政策をとらないと断言する日本において、移民第二世代の子どもたちは自らの言語や文化を学ぶどころか、日本で健やかに成長し社会参加することさえ基本的権利として保障されていない。実態と政策間の齟齬のしわ寄せは子どもたちに行かざるを得なく、生きづらさにもつながっている。日本の場合、移民法等、出入国管理ではなく移民が社会で生まれ、育ち、老いていくことを保障する法律や制度がまず必要である。

まだ研究の途中のため、成果の一つひとつに対する詳細な調査と評価は今後の課題としたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計10件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 川本綾	4. 巻 -
2. 論文標題 カトリック大阪教区と社会活動：「谷間」に置かれた人々とともに	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 現代宗教2023：特集孤立化が進む社会と宗教のはたらき	6. 最初と最後の頁 97-116
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 川本綾	4. 巻 31
2. 論文標題 新型コロナウイルス感染症の拡大と難民移住者：「生きる」ことを脅かされる人々	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 URP『先端都市研究』シリーズ31 シティ・フォー・オールに向けた実践的歩み～東アジアインクルーシブ都市ネットワークの構築に向けた都市間の研究交流	6. 最初と最後の頁 21-26
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 川本綾	4. 巻 創刊号
2. 論文標題 移住者の子どもたち：在留資格がない子どもたちの現状と課題	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 ICN-JAPAN Inclusive City インクルーシブシティ	6. 最初と最後の頁 13-15
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 谷富夫ほか	4. 巻 第18章
2. 論文標題 移民と「エスニック文化権」：日本・韓国・台湾における移民の子どもたちの教育と課題	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 社会再構築の挑戦：地域・多様性・未来	6. 最初と最後の頁 294-310
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 AKYインクルーシブコミュニティ研究所編	4. 巻 26
2. 論文標題 「仮放免」の子どもたち	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 URP「先端的都市研究」シリーズ26 外国にルーツを持つ子どもの支援に向けたアクションリサーチ	6. 最初と最後の頁 57-62
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 包摂都市ネットワーク・ジャパン編	4. 巻 25
2. 論文標題 感染しなくてもいのちを脅かされる人々：社会的弱者とコロナ	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 URP「先端的都市研究」シリーズ25 感染症と都市のたたかい：分断都市から包摂都市へつなぐ実践	6. 最初と最後の頁 18-19
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 AKYインクルーシブコミュニティ研究所編	4. 巻 URP「先端的都市研究」シリーズ22
2. 論文標題 外国にルーツを持つ親子への支援にかんする地域社会の課題：「外国にルーツのある親子の実態とニーズに関する調査」報告より	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 外国にルーツを持つ子どもの支援に向けたアクションリサーチ：小中学校の教育現場からみえてくるもの	6. 最初と最後の頁 13-23
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 全泓奎編著	4. 巻 第9章
2. 論文標題 韓国における国際結婚移住女性の生存戦略と実践：ソウル市と京畿道安山市の結婚移住女性たちによる挑戦	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 東アジア都市の居住と生活：福祉実践の現場から	6. 最初と最後の頁 146-164
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 全泓奎・志賀信夫編	4. 巻 第5章
2. 論文標題 ソウルと大阪における移住者の社会開発と地域コミュニティ	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 東アジア都市の社会開発：貧困・分断・排除に立ち向かう包摂型政策と実践	6. 最初と最後の頁 105-120
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 全泓奎編	4. 巻 第8章
2. 論文標題 多様なライフコースが交差する多文化空間	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 映画で読み解く東アジア：社会に広がる分断と格差	6. 最初と最後の頁 154-171
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 川本綾
2. 発表標題 コロナ禍と難民移住者：コロナ禍によって見えた移住者をめぐる課題
3. 学会等名 第10回包摂都市ネットワーク・ワークショップ、「コロナ禍における社会的弱者のための包摂都市」（国際学会）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 川本綾
2. 発表標題 ソウルと大阪における移住者の社会開発と地域コミュニティ
3. 学会等名 『東アジア都市の社会開発 貧困・分断・排除に立ち向かう包摂型政策と実践』刊行記念シンポジウム
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 川本綾
2. 発表標題 韓国における国際結婚女性の定住後の課題と実践：ソウル市・安山市の就労をめぐる取り組み
3. 学会等名 移民政策学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 川本綾
2. 発表標題 韓国における移民政策の展開：「多文化」政策の光と影
3. 学会等名 2018年度上智大学大学院グローバル・スタディーズ研究科大学院生・若手研究者イニシアティブによるシンポジウム・ワークショップシリーズ「移民の社会統合の理念と現実：後発国の比較研究」
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 川本綾
2. 発表標題 外国にルーツを持つ子どもたちへの支援ニーズをさぐる：大阪市内A 中学校区「外国にルーツのある親子の実態とニーズに関する調査」報告より
3. 学会等名 地域で考える子どもの貧困・国際シンポジウム「東アジア諸国における外国にルーツを持つ子どもの支援と包摂型移民政策」
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計1件

国際研究集会 地域で考える子どもの貧困・国際シンポジウム「東アジア諸国における外国にルーツを持つ子どもの支援と包摂型移民政策」	開催年 2019年～2019年
--	--------------------

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------